

○上越教育大学教員免許状更新講習実施委員会規程

(平成20年4月9日規程第25号)

最終改正 平成30年3月23日規程第14号

(設置)

第1条 上越教育大学に、上越教育大学教員免許状更新講習実施委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、教員免許更新制における更新講習の実施に関することを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教員免許更新制における更新講習の実施に関する事項
- (2) その他学長が必要と認めた事項

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長
- (2) 学校教育専攻の各コースから選出された教授又は准教授（講師及び助教を含む。以下同じ。）6人
- (3) 次のアからウまでの区分により教科・領域教育専攻から選出された教授又は准教授11人
 - ア 言語系教育実践コース，自然系教育実践コース及び芸術系教育実践コース各2人
 - イ 社会系教育実践コース1人
 - ウ 生活・健康系教育実践コース4人
- (4) 教育実践高度化専攻から選出された教授又は准教授1人
- (5) 教育支援課学校実習推進室長
- (6) その他学長が指名した者若干人

(委員の委嘱及び任期)

第5条 前条第2号から第4号及び第6号に掲げる委員は、学長が委嘱する。

- 2 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、前条第6号に掲げる委員の任期の終期は、委員として委嘱された日の属する年度の翌年度の末日までとする。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長を置き、学長が指名した副学長をもって充てる。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

(会議の招集及び議長)

第7条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(定足数及び議決数)

第 8 条 委員会は、委員（出張を命じられた者を除く。）の 3 分の 2 以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第 9 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

（専門部会の設置）

第 10 条 委員会は、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

（事務の処理）

第 11 条 委員会に関する事務は、教育支援課学校実習推進室において処理する。

（細則）

第 12 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成20年4月9日から施行する。

2 この規程の施行後最初に委嘱する委員の任期は、第5条第2項本文の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとし、再任を妨げない。

附 則（平成21年規程第14号（平成21年3月22日））

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規程第5号（平成22年1月13日））

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規程第7号（平成25年3月22日））

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第48号（平成27年12月24日））

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規程第14号（平成30年3月23日））

この規程は、平成30年4月1日から施行する。